

## 6つくば市支援対象児童等見守り強化事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務（以下「本業務」という。）委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

本業務を実施するに当たって、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

6つくば市支援対象児童等見守り強化事業

#### (2) 業務内容

別紙「つくば市支援対象児童等見守り強化事業仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### (4) 見積限度額

3,826千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

### 3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) つくば市又はつくば市に隣接する市町村において、こども食堂又は子どもに関する相談業務若しくは支援業務の実績を有する法人又は団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 茨城県建築工事請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(7) 法人税、消費税、地方消費税、市民税、都道府県民税について未納がないこと。

#### 4 資料の配布

##### (1) 配布する資料

- ア 6 つくば市支援対象児童等見守り強化事業公募型プロポーザル実施要領
- イ 令和 6 年度つくば市支援対象児童等見守り強化事業仕様書
- ウ 提出書類（様式）一式

##### (2) 配布期間

令和 6 年 4 月 2 日（火）9 時から令和 6 年 4 月 10 日（水）16 時 30 分まで

##### (3) 配布場所等

こども部こども未来センターで配布する。また、市ホームページに掲載する。

#### 5 参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 参加資格に関する誓約書（様式 2）
- ウ 法人（団体）概要（任意様式）  
法人（団体）名、法人（団体）設立年月日、所在地、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先（担当者氏名、電話番号、E-mail アドレスなど）を必ず記載すること。
- エ 業務受託実績（様式 3）
- オ 本業務の推進体制（様式 4）
- カ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税、都道府県民税の各納税証明書一式：写し可（直近 2 年分）
- キ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行）

##### (2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出すること。

##### (3) 提出期間

令和 6 年 4 月 2 日（火）9 時から令和 6 年 4 月 11 日（木）16 時 30 分まで

##### (4) 提出先

つくば市こども部こども未来センター

##### (5) 提出方法

事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により直接提出すること。

##### (6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式 6）を令和 6 年 4 月 12 日（金）までに提出すること。

## 6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和 6 年 4 月 15 日（月）に参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。参加資格を満たしていないと判断された者は、令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 17 日（水）までの期間に、その理由の説明を求めることができる。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4 用紙 15 枚以内）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 見積書（様式 7）

※消耗品費等、支援活動費（人件費、燃料、実績報告書作成等にかかる費用を含む）。

1 件あたりの単価に予定数量、年間活動回数を乗じた総価）と弁当代（1 人あたりの単価に予定数量、年間活動回数を乗じた総価）の総額（税込）で見積書を提出すること。

※数量は参考数であり、契約期間内における予定数量を保証するものではない。

### (2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部提出すること。

### (3) 提出期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）9 時から令和 6 年 5 月 7 日（火）16 時 30 分まで

### (4) 提出先

こども部こども未来センター

### (5) 提出方法

事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により直接提出すること。

### (6) 受理の取消

応募した法人等が、企画提案書の提出日から委託法人等の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接的に本職員等と接触を持った場合

### (7) その他提出にあたっての留意事項

ア 支援活動費（1 件あたり）と弁当代（1 食あたり）については、単価契約とする。  
消耗品費等については、総価契約とする。

- イ 見積金額と見積内訳の合計が一致しないものは無効となるので十分留意すること。
- ウ 提出書類は A4 縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼ること
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

## 8 審査

### (1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、6つくば市支援児童等見守り強化事業委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

### (2) 事業予定者の選定方法等

ア 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

イ 委託予定者は、6つくば市支援対象児童等見守り強化事業委託候補者選定委員会の審査に基づき、市長が決定する。

ウ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

エ プレゼンテーションは令和6年5月16日（木）につくば市役所で実施を予定しているが、時間等の詳細は別途通知する。

オ プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

カ プレゼンテーションの実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内）とする。

キ プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の内容に基づくパワーポイント等資料を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

ク プレゼンテーションは、非公開とする。

### (3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価項目評価の視点
企業評価（法人に関する事項）【20点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の受託実績（10点）</li> <li>・本業務の推進体制等（10点）</li> </ul>
提案内容評価【60点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、条件、市の施策等の業務理解度（20点）</li> <li>・支援対象者の生活環境等に対する思慮、正しい理解（20点）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における独自提案（10点）</li> <li>・質問に対する応答の明確性（10点）</li> </ul>
スケジュール 評価【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務工程の適切性（10点）</li> </ul>
見積金額評価 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額の妥当性と提案内容の整合性（10点）</li> </ul>

#### (4) 選定結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により通知する。候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。この場合において、候補者として選定されなかった参加者は、令和6年5月24日（金）から令和6年5月28日（火）までの期間に、その理由の説明を求めることができる。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

#### (5) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を市ホームページで公表する。

### 9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和6年4月2日（火）
実施要領に関する質疑受付	令和6年4月2日（火）～令和6年4月9日（火）正午
質疑回答	令和6年4月11日（木）
参加申込書の受付	令和6年4月2日（火）～令和6年4月11日（木）
参加資格審査結果の通知	令和6年4月15日（月）
企画提案書の受付	令和6年4月15日（月）～令和6年5月7日（火）
選定委員会の開催	令和6年5月16日（木）（予定）
審査結果の通知	令和6年5月20日（月）（予定）
契約締結	令和6年5月30日（木）（予定）

### 10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行す

ることが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## 11 質問方法等

### (1) 質問の受付

質問は、質問書（様式5）で電子メールにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 質問の受付先：12担当部署（問合せ先）に同じ。

イ 質問の受付期間：令和6年(2024年)4月2日（火）から令和6年(2024年)4月9日（火）正午まで

### (2) 質問に対する回答

質問のあった場合には、令和6年4月11日（木）までに、メールで回答するとともに市ホームページに掲載する。

## 12 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども未来センター 子育て相談支援係

[TEL:029-883-1111](tel:029-883-1111) 内線 2324 E-mail [wef044@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef044@city.tsukuba.lg.jp)